平成２４年（フ）第３００号
茨城県結城郡八千代町大字蕗田452番地７　ミルクハイツ102
債務者　沖崎デンダオこと　ＯＫＩＳＡＫＩ　ＤＥＮＤＡＯ
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２５６号
千葉市美浜区高洲１丁目18番11棟201号
債務者　酒井　定雄
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５９号
千葉県市川市塩焼３丁目３番23号　ロジェールシゲ205号
債務者　佐々木ミキ
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８２号
千葉県市川市塩浜４丁目２番８棟218号　ハイタウン塩浜
債務者　佐宗　　隆
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９８号
千葉県八千代市八千代台北７丁目４番地28
債務者　局　裕三郎
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１５号
千葉市美浜区幸町２丁目11番27棟301号
債務者　山内　弥生（旧姓岡本）
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３３３号
千葉県浦安市富士見３丁目９番１―208号　浦安堀江県営住宅１号棟
債務者　多田　幸代
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５０号
千葉県市川市曽谷２丁目23番２号　ペアガーデンⅡ101号
債務者　佐藤　忠男
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７７号
千葉県船橋市三山６丁目38番３号
債務者　山内　和子
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８２号
千葉県船橋市前原西１丁目６番18―402号
債務者　下道　健司
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
長野県東御市県118番地１　市営住宅瓜田団地407号
債務者　石井　清信
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７１号
不定、住民票上の住所長野県上田市上田1664番地２　中央東マンション305号
債務者　松本　　徹
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１１８号
長野県茅野市中大塩11番地26
債務者　山岸　　修
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１号
長野県飯田市上郷黒田850番地６
債務者　寺嶋　　實
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４７３号
岐阜市五坪２丁目１番１―28号　ファミーユ田神Ｆ－１号棟
債務者　宮之上美代子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４７５号
岐阜市北一色９丁目２番３―901号　キャッスルハイツ岐阜北一色
債務者　渡辺　　茜
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８６号
岐阜県各務原市那加日吉町２丁目７番地
債務者　河野　ヒサ
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　岐阜地方裁判所